

審査実施要領

1 選定方法

まず 1 次審査として企画提案書、価格の審査を行う。次に、1 次審査で選定された者に、2 次審査としてプレゼンテーション審査を行う。1 次審査と 2 次審査の合計得点（以下「総合得点」という。）が高い順に、優先交渉権者および次点交渉権者を選定する。

2 第 1 次審査（140 点）

以下のとおり第 1 次審査を行い、上位 3 位以内を選定する。

ただし、第 1 次審査の得点が 60 点に満たない者は、第 2 次審査の対象外とする。

（1）提案評価点（135 点）

- ・対象：企画提案書
- ・評価方法

各審査委員が次の項目を評価・採点し、その平均点（小数点第 2 位四捨五入）を得点とする。

項目	
1	業務理解度・資料調整力・説得力
2	業務実施内容
3	業務実施体制
4	周知、広報活動
5	安全対策
6	その他の提案

（2）価格評価点（5 点）

- ・対象：見積書
- ・評価方法

費用見積書を事務局が採点する。採点は次のとおり計算し、最低見積価格者の得点は 5 点とする。その他の者は計算結果に応じた得点（小数点第 2 位四捨五入）とする。

「価格点=5 点×（最低見積価格 / 見積価格）」

3 第 2 次審査（60 点）

第 1 次審査で選定された者によるプレゼンテーションに対し、各審査委員が次の項目を評価・採点し、その平均点（小数点第 2 位四捨五入）を得点とする。

項目
1 取り組み意欲
2 業務説明
3 業務内容の理解度
4 ユーザビリティ
5 信頼性
6 将来性

4 第2次審査（プレゼンテーション）の内容

（1）プレゼンテーションの内容

- ア 提出した企画提案書の内容を説明・補足するものとし、企画提案書と異なる内容の説明は認めない。
- イ 企画提案書のアピールポイントや、記載しきれなかった事項（イメージなど）について説明すること。
- ウ 必要に応じてアプリなどの操作感を説明すること。

（2）期日

令和6年6月3日（月）（詳細は別途連絡）

（3）場所

みどり市役所（詳細は別途連絡）

（4）出席者

1 提案者4名以内

（5）実施時間

1 提案者40分以内

プレゼンテーション30分、質疑応答10分とする。

（6）プレゼンテーションの順番

プレゼンテーションを行う順番は、市がランダムに決定する。

（7）その他

プロジェクターおよびHDMIケーブルと、スクリーンは市で用意するが、パソコンなどのその他必要な機器は提案者が用意すること。

5 優先交渉権者決定に関する特記事項

（1）提案者が1者の場合の取り扱い

- ア 第1次審査を実施し、得点が60点以上の場合、第2次審査を実施する。
- イ 総合得点が100点以上になった場合に限り、優先交渉権者として選定する。

（2）総合得点が同点の場合の取り扱い

ア 当該提案者それぞれの第2次審査の得点が異なる場合、第2次審査の得点

が高い者から順に優先交渉権者および次点交渉権者を選定する。

以 上